

第30号議案

神戸市港湾施設条例等の一部を改正する条例の件

神戸市港湾施設条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例等の一部を改正する条例

(港湾施設条例の一部改正)

第1条 神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1岸壁及び物揚場の項中「3円61銭」を「3円69銭」に、「7円34銭」を「7円48銭」に、「10円85銭」を「11円6銭」に、「7円23銭」を「7円37銭」に、「14円47銭」を「14円74銭」に、「2,545円」を「2,592円」に、「3,641円」を「3,708円」に、「5,449円」を「5,550円」に、「747円」を「761円」に改め、同表ドルフィンの項中「4,361円」を「4,444円」に、「8,722円」を「8,888円」に、「13,073円」を「13,321円」に、「19,635円」を「20,009円」に、「32,719円」を「33,330円」に、「39,250円」を「39,985円」に、「2,901円」を「2,959円」に、「5,811円」を「5,929円」に、「あつては8,722円」を「あつては8,888円」に、「13,094円」を「13,343円」に、「21,816円」を「22,220円」に、「26,177円」を「26,664円」に改め、同表コンテナ用電源の項中「3,780円」を「3,850円」に、「5,671円」を「5,776円」に改め、同表上屋(重量物上屋,化学品上屋,航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。)の項中「39円50銭」を「40円23銭」に、「26円33銭」を「26円82銭」に、「35円38銭」を「36円4銭」に、「23円59銭」を「24円3銭」に、「25円92銭」を「26円40銭」に、「17円28銭」を「17円60銭」に、「23円76銭」を「24円20銭」に、「15円67銭」を「15円96銭」に、「22円22銭」を「22円63銭」に、「14円81銭」を「15円8銭」に、「19円」を「19円35銭」に、「12円65銭」を「12円88銭」に、「1,185円」を「1,207円」に、「790円」を「805円」に、「1,061円」を「1,081円」に、「708円」を「721円」に、「778円」を「792円」に、「518円」を「528円」

に、「713円」を「726円」に、「470円」を「479円」に、「667円」を「679円」に、「444円」を「452円」に、「570円」を「581円」に、「380円」を「387円」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改め、同表重量物上屋の項中「31円32銭」を「31円90銭」に改め、同表化学品上屋の項中「47円52銭」を「48円40銭」に改め、同表航空貨物上屋の項中「1,218円」を「1,241円」に改め、同表青果物上屋の項中「8,306,280円」を「8,460,100円」に、

「1,676,957円」を「1,708,012円」に、「5,846,040円」を「5,954,300円」に改め、同表荷役機械の項中「17,928円」を「18,260円」に、「623,160円」を「634,700円」に、「51,300円」を「52,250円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「44,227円」を「45,046円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「27,811円」を「28,326円」に改め、同表荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項中「12円31銭」を「12円54銭」に、「11円28銭」を「11円49銭」に、「10円27銭」を「10円46銭」に、「9円72銭」を「9円90銭」に、「8円64銭」を「8円80銭」に、「16円90銭」を「17円21銭」に、「369円」を「376円」に、「304円」を「310円」に、「247円」を「252円」に、「233円」を「237円」に、「208円」を「212円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「487円」を「496円」に改め、同表旅客施設の項中「1,490円」を「1,518円」に、

「(イ) 2級 1,080円」を

「(イ) 2級 1,100円」に、

「540円」を「550円」に、「410円」を「418円」に、「2,376円」を「2,420円」に、「1,188円」を「1,210円」に、「1,631円」を「1,661円」に、

「1,426円」を「1,452円」に、「1,221円」を「1,244円」に、「2,592円」を

「2,640円」に、「1,361円」を「1,386円」に、「811円」を「826円」に、

「3,391円」を「3,454円」に、「2,042円」を「2,080円」に、

「1件1月につき 1,080円」を

「1件1月につき 1,100円」に、

「135円」を「138円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「150円」を「160円」に、「900円」を「960円」に、

「ウ 二輪車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原
動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をい
う。以下同じ。） を

1台1回につき 100円 」

「ウ 二輪車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原
動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をい
う。以下同じ。） に、

1台1回につき 110円 」

「1,500円」を「1,530円」に、「500円」を「510円」に、

「イ 普通自動車

1台30分につき 200円 を

ウ 二輪車

1台1回につき 100円 」

「イ 普通自動車

1台30分につき 210円 に、

ウ 二輪車

1台1回につき 110円 」

「ア 普通自動車

1台30分につき 200円 を

「ア 普通自動車

1台30分につき 210円 に、

「905円」を「922円」に改め、同表旅客乗降用施設の項中「34,020円」を
「34,650円」に改め、同表フェリー用可動橋の項中「4,212円」を「4,290円」
に、「8,100円」を「8,250円」に、「10,099円」を「10,286円」に改め、同
表港湾幹線道路の項中「200円」を「210円」に改め、同表駐車場の項中
「17,020円」を「17,335円」に、「10,220円」を「10,409円」に、「6,810円」
を「6,936円」に、「566円」を「576円」に改め、同表事務室その他の項中
「1,469円」を「1,496円」に、「1,032円」を「1,051円」に、「740円」を
「754円」に、「621円」を「633円」に改め、同表貯木場及び運河の項中「73

銭」を「74銭」に、「1円47銭」を「1円50銭」に、「24円22銭」を「24円67銭」に改め、同表緑地の項中「163円」を「166円」に、「972円」を「990円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「12円96銭」を「13円20銭」に、「4円32銭」を「4円40銭」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「500円」を「510円」に、「200円」を「210円」に、「150円」を「160円」に改め、同表廃棄物埋立護岸の項中「5,616円」を「5,720円」に改め、同表小型船舶用泊地の項中「17,280円」を「17,600円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「54円」を「55円」に改める。

（須磨ヨットハーバー条例の一部改正）

第2条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表ディングー、スポーツ用漕艇又は水上オートバイの陸置の項中「1,677円」を「1,708円」に、「8,599円」を「8,758円」に改め、別表第1号の表上記以外の艇の項中「3,456円」を「3,520円」に、「20,870円」を「21,256円」に、「4,042円」を「4,117円」に、「24,429円」を「24,881円」に、「4,608円」を「4,693円」に、「27,895円」を「28,412円」に、「5,194円」を「5,290円」に、「31,464円」を「32,047円」に、「1,625円」を「1,655円」に、「8,763円」を「8,925円」に改める。

別表第2号の表揚降施設の利用の項中「648円」を「660円」に改め、別表第2号の表修理庫の利用の項中「1,296円」を「1,320円」に改め、別表第2号の表修理ヤードの利用の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、別表第2号の表駐車場の利用の項中「600円」を「610円」に改め、別表第2号の表船具ロッカー（大）の利用の項中「2,592円」を「2,640円」に改め、別表第2号の表船具ロッカー（小）の利用の項中「1,296円」を「1,320円」に改め、別表第2号の表給油施設の利用の項中「162,000円」を「165,000円」に改め、別表第2号の表会議室の利用の項中「2,623円」を「2,672円」に、「895円」を「912円」に改め、別表第2号の表事務室の利用の項中「1,574円」を「1,603円」に改め、別表第2号の表物件の設置の項中「1,080円」を「1,100

円」に改め、別表第2号の表建物以外の部分の催物の実施による利用の項中「216円」を「220円」に改め、別表第2号の表業としての写真（広告写真を除く。）の撮影の項中「1,296円」を「1,320円」に改め、別表第2号の表業としての広告写真の撮影の項中「43,200円」を「44,000円」に改め、別表第2号の表業としての映画等の撮影の項中「86,400円」を「88,000円」に改める。
 （神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例の一部改正）

第3条 神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例（平成28年9月条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1号アの表多目的ホールの項中

「

27,400円	36,500円	31,900円	57,500円	61,600円	76,600円
35,600円	47,500円	41,500円	74,800円	80,100円	99,700円

を

」

「

27,900円	37,200円	32,500円	58,600円	62,700円	78,000円
36,300円	48,400円	42,300円	76,200円	81,600円	101,500円

に改め、

」

同号イの表会議室の項中

「

2,300円	3,100円	2,700円	4,900円	5,200円	6,500円
2,000円	2,700円	2,300円	4,200円	4,500円	5,600円
8,700円	11,600円	10,200円	18,300円	19,600円	24,400円
4,000円	5,400円	4,700円	8,500円	9,100円	11,300円
5,600円	7,500円	6,600円	11,800円	12,700円	15,800円
2,900円	3,900円	3,400円	6,100円	6,600円	8,200円
3,400円	4,600円	4,000円	7,200円	7,700円	9,600円
6,300円	8,400円	7,400円	13,200円	14,200円	17,700円
8,400円	11,200円	9,800円	17,600円	18,900円	23,500円

を

」

「

2,300円	3,200円	2,800円	5,000円	5,300円	6,600円
2,000円	2,800円	2,300円	4,300円	4,600円	5,700円
8,900円	11,800円	10,400円	18,600円	20,000円	24,900円
4,100円	5,500円	4,800円	8,700円	9,300円	11,500円
5,700円	7,600円	6,700円	12,000円	12,900円	16,100円
3,000円	4,000円	3,500円	6,200円	6,700円	8,400円
3,500円	4,700円	4,100円	7,300円	7,800円	9,800円
6,400円	8,600円	7,500円	13,400円	14,500円	18,000円
8,600円	11,400円	10,000円	17,900円	19,300円	23,900円

に改め,

」

同号ウ中「3,500円」を「3,565円」に改め、別表第2号中「20,000円」を「20,400円」に改め、同表第3号の表普通駐車 の項中「100円」を「110円」に改め、別表第3号の表定期駐車 の項中「6,810円」を「6,936円」に改める。
(入港料条例の一部改正)

第4条 神戸市入港料条例(昭和51年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「22銭」を「27銭」に改める。

(船舶給水条例の一部改正)

第5条 神戸市船舶給水条例(昭和36年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表運搬給水の項中

「

(イ) 防波堤外

a A区域 55,000円

b B区域 90,000円

c C区域 150,000円

を 「 (イ) 防波堤外 55,000円 」 に,

」

「

(イ) 防波堤外

- | | | | | | |
|---|-----|----------|---|-------------------|------|
| a | A区域 | 59,400円 | を | 「(イ) 防波堤外 59,400円 | に改め, |
| b | B区域 | 97,200円 | | | 」 |
| c | C区域 | 162,000円 | | | |

」

同表備考第2項を次のように改める。

- 2 この表において「防波堤内」及び「防波堤外」とは、神戸港の港湾区域を、規則で定めるところにより、2の区域に区分したそれぞれの区域をいう。

第6条 神戸市船舶給水条例の一部を次のように改正する。

別表運搬給水の項中「19,116円」を「19,470円」に、「637円20銭」を「649円」に、「防波堤内 32,400円」を「防波堤内 33,000円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「324,000円」を「330,000円」に、「32,400円を」を「33,000円を」に改め、同表一般岸壁給水の項中「19,116円」を「19,470円」に、「637円20銭」を「649円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「529円20銭」を「539円」に改め、同表特定岸壁給水の項中「17,820円」を「18,150円」に、「594円」を「605円」に改め、同表自動販売機給水の項中「432円」を「440円」に改め、同表自用船舶給水の項中「378円」を「385円」に改める。

(港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例の一部改正)

第7条 港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例(平成12年3月条例第83号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表備考第1項を次のように改める。

- 1 第5条第1項の規定による占用の有効期間(次項において「占用期間」という。)が1月未満の場合における占用料は、1月当たりの占用料を日割りにより計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合におい

て、1月は30日として計算する。

別表第1号の表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 占有期間が1月以上の場合において、当該期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の端数の期間の占有料は、1月当たりの占有料を日割りにより計算した額とする。この場合において、1月は30日として計算する。

別表第2号中「290円」を「319円」に改める。

(神戸空港条例の一部改正)

第8条 神戸空港条例(平成17年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表第1備考第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第5条の規定 平成31年5月1日

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

	1. 133立方メートルにつき <u>14円47銭</u>		<u>14円74銭</u>
	3 起重機船		
	(1) 揚力が500トン未満のもの 1隻1日につき <u>2,545円</u>		<u>2,592円</u>
	(2) 揚力が500トン以上1,000ト ン未満のもの 1隻1日につき <u>3,641円</u>		<u>3,708円</u>
	(3) 揚力が1,000トン以上のもの 1隻1日につき <u>5,449円</u>		<u>5,550円</u>
	4 大型船舶用引船 1隻1日につき <u>747円</u>		<u>761円</u>
ドルフ イン	1 略		
	2 1以外の船舶 係留時間が12時間につき		
	(1) 総トン数が1,000トン未満の もの <u>4,361円</u>		<u>4,444円</u>
	(2) 総トン数が1,000トン以上 3,000トン未満のもの <u>8,722円</u>		<u>8,888円</u>
	(3) 総トン数が3,000トン以上 5,000トン未満のもの <u>13,073円</u>		<u>13,321円</u>
	(4) 総トン数が5,000トン以上 10,000トン未満のもの <u>19,635円</u>		<u>20,009円</u>
	(5) 総トン数が10,000トン以上 15,000トン未満のもの <u>32,719円</u>		<u>33,330円</u>
	(6) 総トン数が15,000トン以上 のもの <u>39,250円</u>		<u>39,985円</u>

	<p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき、総トン数が1,000トン未満のものにあつては<u>2,901円</u>を、1,000トン以上3,000トン未満のものにあつては<u>5,811円</u>を、3,000トン以上5,000トン未満のものにあつては<u>8,722円</u>を、5,000トン以上10,000トン未満のものにあつては<u>13,094円</u>を、10,000トン以上15,000トン未満のものにあつては<u>21,816円</u>を、15,000トン以上のものにあつては<u>26,177円</u>を加算する。</p>		<p><u>2,959円</u></p> <p><u>5,929円</u></p> <p><u>あつては8,888円</u></p> <p><u>13,343円</u></p> <p><u>22,220円</u></p> <p><u>26,664円</u></p>
コンテナ用電源	<p>1 縦が2.4メートル横が6.1メートル高さが2.4メートルのコンテナのため使用するとき。</p> <p>1個24時間につき <u>3,780円</u></p> <p>2 縦が2.4メートル横が12.2メートル高さが2.4メートルのコンテナのため使用するとき。</p> <p>1個24時間につき <u>5,671円</u></p>		<p><u>3,850円</u></p> <p><u>5,776円</u></p>
上屋 (重量物上屋、化学品上屋、航空貨物上屋及	<p>1 一般使用</p> <p>1平方メートル1日につき</p> <p>(1) 1級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 <u>39円50銭</u></p> <p>イ 多階建て2階 <u>26円33銭</u></p> <p>(2) 2級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階</p>		<p><u>40円23銭</u></p> <p><u>26円82銭</u></p>

び青果		<u>35円38銭</u>		<u>36円4銭</u>
物上屋	イ 多階建て2階	<u>23円59銭</u>		<u>24円3銭</u>
を除く。)	(3) 3級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>25円92銭</u>		<u>26円40銭</u>
	イ 多階建て2階	<u>17円28銭</u>		<u>17円60銭</u>
	(4) 4級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>23円76銭</u>		<u>24円20銭</u>
	イ 多階建て2階	<u>15円67銭</u>		<u>15円96銭</u>
	(5) 5級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>22円22銭</u>		<u>22円63銭</u>
	イ 多階建て2階	<u>14円81銭</u>		<u>15円8銭</u>
	(6) 6級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>19円</u>		<u>19円35銭</u>
	イ 多階建て2階	<u>12円65銭</u>		<u>12円88銭</u>
	2 専用使用			
	1 平方メートル1月につき			
	(1) 1級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>1,185円</u>		<u>1,207円</u>
	イ 多階建て2階	<u>790円</u>		<u>805円</u>
	(2) 2級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>1,061円</u>		<u>1,081円</u>
	イ 多階建て2階	<u>708円</u>		<u>721円</u>
	(3) 3級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階			

		<u>778円</u>		<u>792円</u>
	イ 多階建て2階	<u>518円</u>		<u>528円</u>
	(4) 4級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階			
		<u>713円</u>		<u>726円</u>
	イ 多階建て2階	<u>470円</u>		<u>479円</u>
	(5) 5級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階			
		<u>667円</u>		<u>679円</u>
	イ 多階建て2階	<u>444円</u>		<u>452円</u>
	(6) 6級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階			
		<u>570円</u>		<u>581円</u>
	イ 多階建て2階	<u>380円</u>		<u>387円</u>
	3 占用使用			
	1平方メートル1月につき			
	屋上	<u>102円60銭</u>		<u>104円50銭</u>
重量物	1平方メートル1日につき			
上屋		<u>31円32銭</u>		<u>31円90銭</u>
化学品	1平方メートル1日につき			
上屋		<u>47円52銭</u>		<u>48円40銭</u>
航空貨物	1平方メートル1月につき			
上屋		<u>1,218円</u>		<u>1,241円</u>
青果物	1月につき			
上屋	1 T ₁ 上屋	<u>8,306,280円</u>		<u>8,460,100円</u>
	2 T ₃ 上屋	<u>1,676,957円</u>		<u>1,708,012円</u>
	3 U上屋	<u>5,846,040円</u>		<u>5,954,300円</u>
荷役機械	1 固定式電動荷役機械			
	(1) 揚力2トンのもの			
	1基1月につき	<u>17,928円</u>		<u>18,260円</u>

	(2) 揚力40トンのもの 1基1月につき <u>623,160円</u>		<u>634,700円</u>
	2 ガントリー・クレーン		
	(1) 揚力30.5トン以上かつ海側 横行範囲40.0メートル以上のもの 1基30分につき <u>51,300円</u>		<u>52,250円</u>
	(2) 揚力30.5トン以上かつ海側 横行範囲37.0メートル以上40.0 メートル未満のもの 1基30分につき <u>48,600円</u>		<u>49,500円</u>
	(3) 揚力30.5トン以上かつ海側 横行範囲20.0メートル以上37.0 メートル未満のもの 1基30分につき <u>44,227円</u>		<u>45,046円</u>
	(4) (1)から(3)までに定めるもの 以外のもの 1基30分につき <u>32,400円</u>		<u>33,000円</u>
	3 重量物クレーン 1基30分につき <u>27,811円</u>		<u>28,326円</u>
荷さば き地, 野積 場,ふ 頭用地 その他	1 一般使用 (1) (2)に定めるもの以外のもの 搬入の日から起算して,貨物 1トン又は1平方メートル1日 につき ア 1級地 <u>12円31銭</u> イ 2級地 <u>11円28銭</u> ウ 3級地 <u>10円27銭</u> エ 4級地 <u>9円72銭</u> オ 5級地 <u>8円64銭</u>		<u>12円54銭</u> <u>11円49銭</u> <u>10円46銭</u> <u>9円90銭</u> <u>8円80銭</u>

	(2) 化学品取扱所 1 平方メートル 1 日につき <u>16円90銭</u>		<u>17円21銭</u>
	2 専用使用 1 平方メートル 1 月につき		
	(1) 1 級地 <u>369円</u>		<u>376円</u>
	(2) 2 級地 <u>304円</u>		<u>310円</u>
	(3) 3 級地 <u>247円</u>		<u>252円</u>
	(4) 4 級地 <u>233円</u>		<u>237円</u>
	(5) 5 級地 <u>208円</u>		<u>212円</u>
	3 占用使用 1 月につき		
	(1)～(3) 略		
	(4) 自動販売機等 1 件につき <u>1,080円</u>		<u>1,100円</u>
	(5) 作業用車両等置場 1 平方メートルにつき <u>487円</u>		<u>496円</u>
	(6) 略		
旅客施設	1 事務室その他 1 平方メートル 1 月につき		
	(1) (2)に定めるもの以外のもの		
	ア 事務室		
	(7) 1 級 <u>1,490円</u>		<u>1,518円</u>
	(4) 2 級 <u>1,080円</u>	(4) 2 級	<u>1,100円</u>
	イ その他		
	(7) 1 級 <u>540円</u>		<u>550円</u>
	(4) 2 級 <u>410円</u>		<u>418円</u>
	(2) 中突堤旅客ターミナル及び 中突堤中央ターミナル		
	ア 事務室 <u>2,376円</u>		<u>2,420円</u>

イ その他	<u>1,188円</u>	<u>1,210円</u>
2 占用使用		
(1) 店舗として使用するとき。		
1平方メートル1月につき		
ア イに定めるもの以外のもの		
(7) 1級	<u>1,631円</u>	<u>1,661円</u>
(4) 2級	<u>1,426円</u>	<u>1,452円</u>
(5) 3級	<u>1,221円</u>	<u>1,244円</u>
イ 中突堤旅客ターミナル及び 中突堤中央ターミナル	<u>2,592円</u>	<u>2,640円</u>
(2) 広告のため使用するとき。		
面積1平方メートルまで1月 につき		
ア 壁面	<u>1,361円</u>	<u>1,386円</u>
ただし、面積1平方メー トルを超えるものは、1平方メ ートル1月につき <u>811円</u> を加 算する。		<u>826円</u>
イ 床面	<u>3,391円</u>	<u>3,454円</u>
ただし、面積1平方メー トルを超えるものは、1平方メ ートル1月につき <u>2,042円</u> を 加算する。		<u>2,080円</u>
(3) 自動販売機等の物件を設置 するとき。		
1件1月につき	<u>1,080円</u>	<u>1,100円</u>
(4) 催物等のため使用すると き。		
1平方メートル1日につき		

135円

3 駐車施設

(1) ポートターミナル

ア バス（道路交通法第3条に規定する大型自動車のうち人の運送の用に供するものをいう。以下同じ。）

1台1回につき 2,000円

2,040円

イ 普通自動車（道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）

1台1時間につき 150円

160円

ただし、1日につき900円

960円

を超える場合は、当該日の使用料は、900円とする。

960円

ウ 二輪車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をいう。以下同じ。）

1台1回につき 100円

ウ 二輪車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をいう。以下同じ。）

1台1回につき 110円

(2) 中突堤（中突堤旅客ターミナルを除く。）

ア バス

1台1回につき 1,500円

1,530円

ただし、駐車時間が2時間以上である場合は、当該駐車時間から2時間を減じて得た時間1時間につき500円を加算する。

510円

	<p>イ 普通自動車</p> <p>1台30分につき 200円</p> <p>ウ 二輪車</p> <p>1台1回につき 100円</p> <p>(3) 中突堤旅客ターミナル</p> <p>ア 普通自動車</p> <p>1台30分につき 200円</p> <p>イ アに定めるもの以外のもの</p> <p>1平方メートル1月につき</p> <p>905円</p>	<p>イ 普通自動車</p> <p>1台30分につき 210円</p> <p>ウ 二輪車</p> <p>1台1回につき 110円</p> <p>ア 普通自動車</p> <p>1台30分につき 210円</p> <p>922円</p>
旅客乗降用施設	1台24時間につき 34,020円	34,650円
フェリー用可動橋	<p>1回につき</p> <p>1 総トン数3,000トン未満の船舶 4,212円</p> <p>2 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 8,100円</p> <p>3 総トン数5,000トン以上の船舶 10,099円</p>	<p>4,290円</p> <p>8,250円</p> <p>10,286円</p>
略	略	
港湾幹線道路	<p>新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間</p> <p>自動車1台1回につき</p> <p>1 1区間 110円</p> <p>2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 200円</p>	210円
駐車場	<p>1月につき</p> <p>1 マイクロバス用駐車場</p> <p>(1) 大型 1台につき</p>	

	<p style="text-align: right;"><u>17,020円</u></p> <p>(2) 小型 1台につき</p> <p style="text-align: right;"><u>10,220円</u></p> <p>2 普通自動車用駐車場</p> <p style="text-align: right;">1台につき <u>6,810円</u></p> <p>3 1及び2に定めるもの以外のもの</p> <p style="text-align: right;">1平方メートルにつき <u>566円</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>17,335円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>10,409円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>6,936円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>576円</u></p>
事務室 その他	<p>1平方メートル1月につき</p> <p>1 特級 <u>1,469円</u></p> <p>2 1級 <u>1,032円</u></p> <p>3 2級 <u>740円</u></p> <p>4 3級 <u>621円</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>1,496円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,051円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>754円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>633円</u></p>
貯木場 及び運 河	<p>1 一般使用</p> <p style="text-align: center;">搬入の日から起算して水面1平方メートル1日につき</p> <p>(1) 60日まで <u>73銭</u></p> <p>(2) 61日以後 <u>1円47銭</u></p> <p>2 専用使用</p> <p style="text-align: center;">水面1平方メートル1月につき</p> <p style="text-align: right;"><u>24円22銭</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>74銭</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1円50銭</u></p> <p style="text-align: right;"><u>24円67銭</u></p>
緑地	<p>1 占用使用</p> <p>(1) 出店、募金その他これらに類する行為をするとき。</p> <p style="text-align: center;">1平方メートル1日につき</p> <p style="text-align: right;"><u>163円</u></p> <p>(2) 業として写真（広告写真を除く。）を撮影するとき。</p> <p style="text-align: center;">1人1日につき</p> <p style="text-align: right;"><u>972円</u></p> <p>(3) 業として広告写真を撮影す</p>		<p style="text-align: right;"><u>166円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>990円</u></p>

るとき。

1日につき 32,400円

33,000円

(4) 業として映画等を撮影する
とき。

1日につき 64,800円

66,000円

(5) 興業、競技会、展示会、博
覧会その他これらに類する催し
のため緑地の全部又は一部を占
用するとき。

1平方メートル1日につき

12円96銭

13円20銭

(6) 集会その他これに類する催
しのため緑地の全部又は一部を
占用するとき。

1平方メートル1日につき

4円32銭

4円40銭

(7) 自動販売機を設置するとき。

1件1月につき 1,080円

1,100円

2 駐車施設

(1) メリケンパーク

ア バス

1台1回につき 1,500円

1,530円

ただし、駐車時間が2時間
以上である場合は、当該駐車
時間から2時間を減じて得た
時間1時間につき500円を加
算する。

510円

イ 普通自動車

1台30分につき 200円

210円

(2) その他

	1台1時間につき	<u>150円</u>
廃棄物 埋立護 岸	廃棄物1トンにつき	<u>5,616円</u>
小型船 船用泊 地	1 小型船舶を係留するとき。 1隻1月につき (1) 長さが6メートル未満の小 型船舶	<u>17,280円</u>
	(2) 長さが6メートル以上12メ ートル未満の小型船舶	<u>21,600円</u>
	(3) 長さが12メートル以上の小 型船舶	<u>25,920円</u>
	2 浮棧橋その他これに類するもの を設置するとき 1平方メートル1月につき	<u>54円</u>

	<u>160円</u>
	<u>5,720円</u>
	<u>17,600円</u>
	<u>22,000円</u>
	<u>26,400円</u>
	<u>55円</u>

備考 略

(参考 2)

神戸市立須磨ヨットハーバー条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第8条関係)

(1) 係留及び陸置に係るもの

種 別		一般利用 に係る額 (1隻1 日につき)	専用利用 に係る額 (1隻1 日につき)					
ディンギー, スポー ツ用漕艇又は水上オ ートバイの陸置		<u>1,677円</u>	<u>8,599円</u>			<u>1,708円</u> <u>8,758円</u>		
上 記 以 外 の 艇	く 5メートル	<u>3,456円</u>	<u>20,870円</u>			<u>3,520円</u> <u>21,256円</u>		
	い 以下のもの							
	係 5メートル	<u>4,042円</u>	<u>24,429円</u>					<u>4,117円</u> <u>24,881円</u>
	留 を を超え6メ ートル以下 の もの							
	又 は							
陸 置	6メートル	<u>4,608円</u>	<u>27,895円</u>			<u>4,693円</u> <u>28,412円</u>		
	を を超え7メ ートル以下 の もの							
	7メートル	<u>5,194円</u>	<u>31,464円</u>			<u>5,290円</u> <u>32,047円</u>		
	を を超え8メ ートル以下 の もの							
	8メートル	<u>5,194円</u>	<u>31,464円</u>			<u>5,290円</u> <u>32,047円</u>		
	を を超えるも の	に8メー トルを超 える1メ	に8メー トルを超 える1メ					

		一トルにつき、 <u>1,625円</u> を加えた額	一トルにつき、 <u>8,763円</u> を加えた額
略		略	

		<u>1,655円</u>	<u>8,925円</u>

備考 略

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種 別	金 額	
揚降施設の利用	揚艇又は降艇1回につき <u>648円</u>	
修理庫の利用	1隻1日につき <u>1,296円</u>	
修理ヤードの利用	1隻1日につき <u>2,160円</u>	
駐車場の利用	1台1回1日につき <u>600円</u>	
略	略	
船具ロッカー(大)の利用	1月につき <u>2,592円</u>	
船具ロッカー(小)の利用	1月につき <u>1,296円</u>	
給油施設の利用	1月につき <u>162,000円</u>	
略	略	
会議室の利用	午前9時から 正午まで	1室につき <u>2,623円</u>

	<u>660円</u>
	<u>1,320円</u>
	<u>2,200円</u>
	<u>610円</u>
	<u>2,640円</u>
	<u>1,320円</u>
	<u>165,000円</u>
	<u>2,672円</u>

	午後 1 時 30 分 から午後 4 時 30 分まで	1 室につき <u>2,623円</u>
	午前 9 時から 午後 5 時まで 以外の時間の 利用	1 室 1 時間に つき <u>895円</u>
事務室の利 用	1 平方メートル 1 月につき <u>1,574円</u>	
略	略	
物件の設置	1 物件 1 月につき <u>1,080円</u>	
建物以外の 部分の催物 の実施によ る利用	1 平方メートル 1 日につき <u>216円</u>	
業としての 写真（広告 写真を除 く。）の撮 影	1 人 1 日につき <u>1,296円</u>	
業としての 広告写真の 撮影	1 日につき <u>43,200円</u>	
業としての 映画等の撮 影	1 日につき <u>86,400円</u>	

備考 略

		<u>2,672円</u>
		<u>912円</u>
		<u>1,603円</u>
		<u>1,100円</u>
	<u>220円</u>	
		<u>1,320円</u>
		<u>44,000円</u>
		<u>88,000円</u>

(参考 3)

神戸港福利厚生施設神戸ポート

(現 行)

別表 (第7条関係)

(1) 多目的ホール, 会議室及び事務室の使用料

ア 多目的ホールの使用料

施設の 名称	使用料						
	使用時間 使用日	午前 (午 前 9 時か ら正午ま で)	午後 (午 後 1 時か ら午後 5 時まで)	夜間 (午 後 5 時 30 分から午 後 9 時ま で)	午前・午 後 (午前 9 時から 午後 5 時 まで)	午後・夜 間 (午後 1 時から 午後 9 時 まで)	終日 (午 前 9 時か ら午後 9 時まで)
多目的 ホール	平日	<u>27,400円</u>	<u>36,500円</u>	<u>31,900円</u>	<u>57,500円</u>	<u>61,600円</u>	<u>76,600円</u>
	土曜日, 日曜日及 び休日	<u>35,600円</u>	<u>47,500円</u>	<u>41,500円</u>	<u>74,800円</u>	<u>80,100円</u>	<u>99,700円</u>

備考 略

イ 会議室の使用料 (ウに定める場合を除く。)

施設の 名称	使用料							
	面積の概 数 (単位 平方メ ートル)	午前 (午 前 9 時か ら正午ま で)	午後 (午 後 1 時か ら午後 5 時まで)	夜間 (午 後 5 時 30 分から午 後 9 時ま で)	午前・午 後 (午前 9 時から 午後 5 時 まで)	午後・夜 間 (午後 1 時から 午後 9 時 まで)	終日 (午 前 9 時か ら午後 9 時まで)	
会 議 室	401	41	<u>2,300円</u>	<u>3,100円</u>	<u>2,700円</u>	<u>4,900円</u>	<u>5,200円</u>	<u>6,500円</u>
	402	35	<u>2,000円</u>	<u>2,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,200円</u>	<u>4,500円</u>	<u>5,600円</u>
	403	153	<u>8,700円</u>	<u>11,600円</u>	<u>10,200円</u>	<u>18,300円</u>	<u>19,600円</u>	<u>24,400円</u>
	404	71	<u>4,000円</u>	<u>5,400円</u>	<u>4,700円</u>	<u>8,500円</u>	<u>9,100円</u>	<u>11,300円</u>
	405	99	<u>5,600円</u>	<u>7,500円</u>	<u>6,600円</u>	<u>11,800円</u>	<u>12,700円</u>	<u>15,800円</u>

(____ は，改正部分を示す。)

(改 正 案)

		<u>27,900円</u>	<u>37,200円</u>	<u>32,500円</u>	<u>58,600円</u>	<u>62,700円</u>	<u>78,000円</u>
		<u>36,300円</u>	<u>48,400円</u>	<u>42,300円</u>	<u>76,200円</u>	<u>81,600円</u>	<u>101,500円</u>

		<u>2,300円</u>	<u>3,200円</u>	<u>2,800円</u>	<u>5,000円</u>	<u>5,300円</u>	<u>6,600円</u>
		<u>2,000円</u>	<u>2,800円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,300円</u>	<u>4,600円</u>	<u>5,700円</u>
		<u>8,900円</u>	<u>11,800円</u>	<u>10,400円</u>	<u>18,600円</u>	<u>20,000円</u>	<u>24,900円</u>
		<u>4,100円</u>	<u>5,500円</u>	<u>4,800円</u>	<u>8,700円</u>	<u>9,300円</u>	<u>11,500円</u>
		<u>5,700円</u>	<u>7,600円</u>	<u>6,700円</u>	<u>12,000円</u>	<u>12,900円</u>	<u>16,100円</u>

406	51	<u>2,900円</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,400円</u>	<u>6,100円</u>	<u>6,600円</u>	<u>8,200円</u>
501	60	<u>3,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,000円</u>	<u>7,200円</u>	<u>7,700円</u>	<u>9,600円</u>
502	111	<u>6,300円</u>	<u>8,400円</u>	<u>7,400円</u>	<u>13,200円</u>	<u>14,200円</u>	<u>17,700円</u>
503	148	<u>8,400円</u>	<u>11,200円</u>	<u>9,800円</u>	<u>17,600円</u>	<u>18,900円</u>	<u>23,500円</u>

ウ 会議室又は事務室の使用料（使用の期間が1月以上1年以内の場合に限る。） 1平方メートル1月につき3,500円

(2) 附属設備の使用料 1設備1回につき20,000円

(3) 駐車場の使用料

区分	使用料
普通駐車	1台30分につき <u>100円</u> 。この場合において、30分未満の端数が生じたときは、30分として計算する。ただし、最初の30分は、無料とする。
定期駐車	1台1月につき <u>6,810円</u>

		<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>3,500円</u>	<u>6,200円</u>	<u>6,700円</u>	<u>8,400円</u>
		<u>3,500円</u>	<u>4,700円</u>	<u>4,100円</u>	<u>7,300円</u>	<u>7,800円</u>	<u>9,800円</u>
		<u>6,400円</u>	<u>8,600円</u>	<u>7,500円</u>	<u>13,400円</u>	<u>14,500円</u>	<u>18,000円</u>
		<u>8,600円</u>	<u>11,400円</u>	<u>10,000円</u>	<u>17,900円</u>	<u>19,300円</u>	<u>23,900円</u>

3,565円

20,400円

	<u>110円</u>
	<u>6,936円</u>

(参考 4)

神戸市入港料条例 ぬきがき

(現 行)

(入港料の徴収)

第2条 略

2 入港料は、入港1回につき、総トン数1トン当たり2円70銭に22銭を加えた額（以下「基本料率」という。）とする。ただし、外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。）にあつては、入港1回につき、総トン数1トン当たり2円70銭とし、内航船舶（国内の港と国内以外の地域の港との間を往来する船舶以外の船舶をいう。）にあつては、入港1回につき、総トン数1トン当たり基本料率の2分の1を減じた額とする。

3 略

(____は、改正部分を示す。)

(改正案)

27銭

(参考 5)

神戸市船舶給水条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(第5条による改正案)

別表 (第7条関係)

給水の種別	料 金		
運搬給水	<p>1 外航船舶</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運搬料</p> <p>ア 基本料金</p> <p>(イ) 略</p> <p>(i) 防波堤外</p> <p>a A区域 55,000円</p> <p>b B区域 90,000円</p> <p>c C区域 150,000円</p> <p>(ii) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運搬料</p> <p>ア 基本料金</p> <p>(イ) 略</p> <p>(i) 防波堤外</p> <p>a A区域 59,400円</p> <p>b B区域 97,200円</p>		<p>(i) 防波堤外 55,000円</p> <p>(i) 防波堤外 59,400円</p>

	c C区域 162,000円
	(ウ) 略
	イ 略
略	略

備考

1 略

2 この表において「A区域」, 「B区域」及び「C区域」とは, 神戸港の防波堤外の港湾区域を, 規則で定めるところにより, 3の区域に区分したそれぞれの区域をいう。

3～9 略

2 この表において「防波堤内」及び「防波堤外」とは, 神戸港の港湾区域を, 規則で定めるところにより, 2の区域に区分したそれぞれの区域をいう。

	(2) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき <u>594円</u>		<u>605円</u>
自動販売機給水	水量1立方メートルにつき <u>432円</u>		<u>440円</u>
自用船舶給水	1 略 2 1以外の船舶 水量1立方メートルにつき <u>378円</u>		<u>385円</u>

備考 略

(参考 7)

港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料
及び土砂採取料に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第6条関係)

(1) 占用料

占用の様態	占用料 (1月につき)
略	略

備考

1 1月未満の占用料は、日割りにより
計算する。この場合において、1月は
30日として計算する。

1 第5条第1項の規定による占用の有
効期間 (次項において「占用期間」と
いう。)が1月未満の場合における占
用料は、1月当たりの占用料を日割り
により計算した額に100分の110を乗じ
て得た額とする。この場合において、
1月は30日として計算する。

2 占用期間が1月以上の場合におい
て、当該期間に1月未満の端数がある
ときは、当該1月未満の端数の期間の
占用料は、1月当たりの占用料を日割
りにより計算した額とする。この場合
において、1月は30日として計算す
る。

2 略

3

3 略

4

(2) 土砂採取料

1立方メートルにつき 290円。この場合
において、1立方メートル未満の端数は、
1立方メートルとして計算する。

319円

(参考 8)

神戸空港条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給油作業等の制限)

第8条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、空港内における航空機の給油又は排油を行ってはならない。

(1)～(3) 略

(4) 航空機及び給油装置又は排油装置がそれぞれ電位零以外の地点に接地しているとき。

(5) 略

(6) 略

別表第1 (第19条関係)

区 分	金 額
略	略

備考

1 略

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機以外の航空機にあっては、当該着陸料等の額にそれぞれ100分の108を乗じて得た額を着陸料等の額とする。

3 略

(4)

(5)

100分の110